

平成18年12月11日（月）

○議長（上田順康君）順番7、11番 辻本君。

〔11番（辻本 勉君）登壇〕

○11番（辻本 勉君）それでは、ただ今議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず、橋本駅の駐輪場の関係なんですけども、現在橋本市には、市内10カ所に駐輪場がございます。林間田園都市だけが有料になっておるんですけども、あとの9カ所は無料ということです。そんな中で、今回は橋本駅の東西の駐輪場について一般質問したいと思います。

橋本駅西駐輪場の拡張と東駐輪場のPRについてということであります。現在、橋本駅には東西2カ所の無料駐輪場があります。しかしながら、利用者が年々増えております。特に、私もちょこちょこ利用するんですけども、新市発足後、特に増えているのではないかなという気がします。特に、西駐輪場につきましては、完全な飽和状態でありまして、縦横、縦横無尽に置いておるといような状況に現在あります。周辺道路と横には公園がありますし、また、隣接しています古佐田区民会館もあるんですけども、その区民会館前等にかなりはみ出しておるといような状況になっています。よって、早急に拡張するとともに、少し余裕がある東駐輪場なんですけども、これをもう少し市民の皆さんに周知するためにPRをしていただいて、西側の混雑緩和に努めてはいかがでしょうかということになります。

東側につきましては、駅から少し遠いというんですか、距離があります。また、駐車してからすぐに道のほうに出てこれないという、ちょっと不便さがあるんですけども、そんな

状況から、まだまだ余裕がありそうなので、その辺のところを対策として市民に周知、PRをしてはどうかということになります。

続きまして、2点目ですけども、橋本市民病院のテナント、特に喫茶室、レストラン等についてであります。市民病院につきましても、管理者が就任されました後以降、管理者はじめ、事務長、病院長を中心としまして、大変努力をいただきまして、職員の意識改革とか、経営努力をやっていただいたおかげで、少しずつ収支改善がなされているということをお聞きしておるんですけども、そのことは評価をしたいと思います。まだまだ市民のニーズにこたえていると言えるような状況ではありませんし、特に、目に見えてよくなったという、評判がよくなったということもないので、今後、いろいろ努力をいただきたいと思うんですけども、その中で、テナントにつきまして、過日の病院だよりもあったんですけども、本年8月末に1階の喫茶室が経営不振により閉店をいたしましたようにあります。これは市民、病院を利用される方の憩いの場所という感じだったと思うんですけども、今後の対策と病院内のテナントの契約内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず1点目ですけども、1階の喫茶スペースの今後についてであります。続きまして、テナントの契約内容について。3点目としまして、テナントは喫茶室、レストラン、フラワーショップ、売店、また自動販売機等があるわけでありまして、オープン以来のそれぞれのテナントの家賃収入を詳しくお教え願いたいと思います。

続きまして3番目の質問であります。いじめと児童虐待についてということで、午前中

に4番議員が同じ質問をされておりますので、答弁につきましては、できるだけ簡潔にお願いをいたしたいと、あらかじめ申し上げておきます。

いじめによる自殺や児童虐待によって、子どもの尊い命が奪われる事件が毎日のように全国で発生しております。テレビ、新聞等で報道されておるところであります。次代を担う子どもたちの命を守り、健全育成することは行政の責務であり、学校、地域、家庭の連携はもちろん、私たち大人すべてが、今何をしなくてはならないかということが問われておるところであります。そんな中で、本市の子どもたちの状況についてお尋ねいたします。

本市のいじめ、不登校、学級崩壊、児童虐待等の実態と、それに伴う教育委員会及び学校の対応についてお伺いしたい。児童虐待につきましては、健康福祉部になろうかと思っておりますので、そちらのほうから答弁をお願いいたします。

二つ目としまして、教育基本法の改正と、教育再生会議の緊急提言を受けて、本市の教育を今後どのように考え、改革をして推進していくのかについてお尋ねいたしたい。教育基本法の改正につきましては、また改めてゆっくり議論をしていきたいと思っておりますので、今回は教育再生会議の緊急提案のところ为重点を置いて答弁をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）11番 辻本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）辻本議員のご質問についてお答えいたします。

まず、本市のいじめの実態についてであります。本年度4月以降の状況は、小学校で

3件、中学校で9件の報告があり、現在も継続して対応している事例もあります。30日以上欠席している不登校児童生徒数は、本年度11月末現在で、小学校は16名、中学校は60名でございます。学級崩壊と言われる指導困難な状況については、現在のところ、特に指導困難な状況はありません。教育委員会は、毎月1回、いじめ、不登校、問題行動等について学校から報告を求め、実態把握に努めております。その中で、個々に対応が必要な場合は、学校と教育委員会、橋本市教育相談センターと連携を図りながら、その解決に向け取り組んでおります。

市立小・中学校に対しては、生徒指導部会や校長会を開催し、情報交換を行うとともに、再度、各学校の実態把握、並びに対応についての方策、関係機関の連携について確認し、指導を強化いたしました。また、いじめ等の諸問題を子どもや保護者がいつでも相談できるよう、教育委員会と校長会から、本市の相談窓口には教育委員会学校教育課、教育相談センター、青少年センター、メール相談などがあることを、全保護者に案内、配付したところでございます。学校においては、子どもの変化を見逃さぬよう、観察や日記指導、面談、聞き取り等、さまざまな方法で情報の収集に努めております。

なお、児童虐待については担当部局から回答をお願いいたします。

次に、教育基本法の改正と教育再生会議の緊急提言を受け、いじめ問題に関する本市の教育をどう進めるかという点についてお答えいたします。

まず考えるべきことは、いじめが起こらない社会環境、学校環境をいかにして構築するかということです。このたびの教育基本法の改正では、生涯学習の理念や、学校、家庭、地域の相互の連携協力について言及されてい

ます。いじめ問題は、単に学校や家庭だけでは解決できる問題ではなく、規範意識や人権感覚等を大人自身が向上させ、社会の教育力を子どものために発揮できる環境をつくることが望まれます。学校、行政と、家庭、地域が連携して対処していくシステムづくりを推進したいと考えます。教育委員会では今後の具体的な取り組みとして、2点について進めたいと考えております。

1点目は、平成19年度から、市長部局内の関係機関や社会教育団体等との協議を進め、橋本市の生涯学習、子育て支援プランを作成し、子どもたちの健全な心身の育ちを支援できるまちづくりに努めることです。

2点目は、義務教育9年間を見据えた小・中一貫教育の推進でございます。小学校から中学校に進む段階で、子どもたちが感じる数多くのストレスを解消し、いじめや不登校といった課題の解消に努めたいと考えております。

この2点を核とした積極的な取り組みによって、橋本市の子どもたちが健全に育つよう進めますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

〔病院管理者（石井敏明君）登壇〕

○病院事業管理者（石井敏明君）次に、8月に閉店した、病院1階の喫茶店スペースの今後の利用についてですが、入院の説明や医療費の支払いに関すること、その他苦情等の訴えを処理するため、市民病院総合相談窓口として、だれもが利用しやすい環境を整え、患者さまのサービスの向上を図る必要があります、喫茶店跡に、医事情報課を配置したいと考えています。

さらに、この措置により、現在各病棟に計5名の委託職員による入院医事業務を行っていますが、分散していた委託職員を1カ所に

集約配置することができ、2名の人員減による委託料の削減、事務の省力化が図れます。この業務改善を実行するためには、現在の玄関、1番、2番、3番カウンターの奥にある医事情報課事務所スペースでは狭く、改善ができない状況です。これがため、相談業務の充実、入院維持業務の見直しを実施するため、医事情報課医事係を、もと喫茶店スペースに配置して、業務改善を行いたいと考えています。

また、各テナント契約内容についてでございますが、本院テナントは1階に売店、フラワーショップ、喫茶店、6階にレストランが入っており、契約期間はいずれも平成16年11月1日から、平成19年3月31日までとなっておりますが、良好に営業が継続されると認められる場合は、1年単位で使用許可を更新することができることとなっております。

続きまして、現在の契約金額でございますが、契約金額は税抜き月額で、売店が47万円、フラワーショップが5万4,166円、レストランが7万5,000円でございます。なお、喫茶店につきましては、先ほど申しましたとおり、8月末日をもって閉店となっておりますが、閉店時の契約金額は10万円ございました。

自動販売機設置手数料については、カップ式自動販売機5台が売上額の42%、缶及び紙パック式自動販売機5台が35%、缶及びペットボトル式自動販売機4台が5%の契約となっております。このうち、缶及びペットボトル式はNPO法人地域サポートセンターとの契約であり、障害者就労支援を目的とした自動販売機の設置という意味から、契約金額が低くなっております。ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）次に、おただしの児童虐待についてお答えいたします。

まず、本市での児童虐待の実態について報告いたします。

平成16年度に児童虐待防止ネットワーク会議を設置いたしました。それまでは、それぞれの課が担当しておりましたので、市全体の実態というものは把握されていませんでしたが、ネットワーク会議が設置されたのに伴い、関係機関等から実態報告をいただきました。その結果、16年度で、疑いのあるものも含めて、件数は28件、17年度6件、18年度が9件で、合計43件となっておりますが、このうち、転出が9件、改善され終了したものが9件、虐待から要家庭支援となったものが5件で、現在の虐待、疑いも含めて20件を継続して取り組んでおります。

次に、児童虐待の担当課につきましては、健康福祉部こども課が担当しております。通報先につきましては、議員もご承知のとおり、児童虐待防止ネットワーク会議で検討をいただきました。児童虐待防止マニュアルを今年の8月に作成して、関係機関、団体等に配付いたしました。そのマニュアルにも記載しておりますが、通報先は通報する側の機関のかわりのあるところとしております。

例えば、学校内で虐待の疑いのある生徒さんを見つけた場合、学校からこども課に直接通報するのではなく、学校は学校長を通じて学校教育課へ、また、医療機関で発見した場合は健康課、民生委員、児童委員はこども課へ、また、緊急を要する場合は直接警察または消防へというふうになっております。こうした通報は、最終こども課へ報告いただき、個別ケース検討会議や、実務担当者会議を開催し、和歌山県子ども・障害者相談センターとも協議しながら、解決に向けて取り組んでいます。

次に、児童虐待にかかる民生委員、児童委員との連携につきましては、こども課と福祉課、並びに関係課と協議、調整を行ってまいりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（上田順康君）建設部長。

〔建設部長（坂本信良君）登壇〕

○建設部長（坂本信良君）議員おただしの、橋本駅西駐輪場の利用者が年々増加しております現状は認識をいたしております。また、橋本駅前の花と緑のリサイクル事業の推進に伴い、不法駐輪の整理を行ったところ、橋本駅西駐輪場が満車状態になってきております。ご指摘のように、橋本駅東踏切付近に設置されている橋本駅東駐輪場は、まだ余裕がありますので、橋本駅東駐輪場への誘導看板を設置してPRを行ってまいります。

なお、駐輪場の拡張につきましては、駅前周辺の私有地の利用状況を調査を行いながら、検討をしております。

○議長（上田順康君）11番 辻本君、再質問ありますか。

○11番（辻本 勉君）それでは、再質問をしたいと思います。

1番目の駐輪場の問題でありますけれども、私がお願いしたとおりの、お金のかからない方法で、東駐輪場への周知PRというのは、これは当然、やっていただいて当たり前のことだと思うんですが、そしたら西側の、現在本当に大変混み合っておる西側の部分につきましては、検討するということであるんですけども、本当にそんな悠長な感じで検討しておる場合ではないと僕は思うんです。シルバー人材センターの方が整理作業を月に何回か、何ヶ月に1回かやっていただいておりますけれども、もう整理するような状況ではないんですね、実際のところ。あの駐輪場の自転車とかミニバイク、整理せえと言われて

も、これはとつてもやけど整理できるような状況では実際ありませんわ。ほんまにこれ、早急に解決してもらわないと、悠長にPRしてもらって、東へ行ってくださいよと言うたって、なかなか行きませんよ。

通勤の方というのは、やはり朝ものすごい時間にせいてるというか、ばーんととめてばつと電車に乗って行く、そんな余裕持って電車に乗るのに、旅行気分で行くん違うんやから、余裕持って駅へ来て、駅で10分、15分待って電車に乗ろうかいというような人はおりません。必ず自分の乗りたい電車に、通勤に間に合うきちつとした電車に、毎日決まった時間帯に来て、走り込んで電車に乗って通勤していくというのが現状やと思うんです。

そんな中で、今みたいな状況であれば、本当にこれ、事故が起きてても不思議はないんですよ。ばつと横倒しというか、将棋倒しになって、自転車ないしは、自転車ぐらいやつたら軽いんですけれども、これミニバイクなんかばつと倒れてきたら、大きなけがしますよ。東側へ誘導して、東側へ変わってくればいいんですけど、実際、東側も、僕らも東側のほうが便利ええ、便利ええというか近いので、東側へとめようと思うんですけども、どうしても西側へ行ってしまうですね。東側、便利割と悪いんです。とめに入っていくても、入っていったまま、そのまま駅向いて来ればいいんですけども、ずっと裏、また戻ってこう外へ、道へ出ていかなあかんという、大変不便な状況になっているんでね。だから、おそらくそういう不便な状況のところは、なかなかPRしても使わないと思うんです。だれか行くやろと。西側にようけとめておるんで、PRしてもうてこっち一杯やつたらだれか行くやろう、自分は行かんでもだれか行くやろうというようなね。そういう人間心理が働くと思うんです。もう少し前向きにちょっ

と考えていただけないんですか。再答弁をお願いしたいんですが。

○議長（上田順康君）この際、議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

11番 辻本君の再質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（坂本信良君）現在の橋本駅の駐輪場の管理でございますけれども、収容台数につきましては432台、これが計画台数でございます。実際に収容しておりますのは、約550台の駐輪をいただいているというのが現状でございます。その管理につきましては、シルバー人材センターにおきまして、月曜日から金曜日、朝昼ということで計3時間で整理をしております。

議員おただしの、もう少し早急に何とかならないのかというおただしでございますけれども、このことにつきましては、先ほど説明させていただきました、駅前の不法駐輪の排除を、花と緑のリサイクル事業を推進するためにしたわけでございますけれども、その影響が西の駐輪場へもいっておるということもよく理解してございます。

そういうことも踏まえながら、どうすればいいかということで、いろいろ種々検討をさせていただきますけれども、具体的には、JR西日本の駐車場を一部借用するという考え方もあったわけでございますけれども、このことにつきましては、鉄道部長なり、和歌山支店等の担当者と事前にすり合わせた段階で、駐車場の利用が満杯と、また空き待ちという状況の中で、市の意向は十分理解できるんですけども、現段階では協力は少しできないという返事もいただいております。

そういうこともございまして、先ほどご答弁させていただきましたように、駅前の私有

地の今、管財課のほうで再整理しているわけ  
でございますけれども、その辺もある程度整  
理ができれば、市としてどうあるべきかとい  
うものを検討していきたいというふうに思っ  
ております。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）月曜日から金曜日まで、  
シルバー人材センターで管理というか整理を、  
朝昼3時間やっていただいているということ  
なんですけど、きちっとした駐車場にすれば、  
そういう管理を、整理をする必要性がなくな  
ってくるんですよ。これ、前、これだけ時間  
計算してどないな金額になるかわかりませ  
んけども、ほんまにそういう管理を、整理を  
してもらわんでええような状況に、ちゃん  
としたものさえつくれば、こういう無駄な  
経費を省けるわけよ。その辺をも。

その辺、大変難しい状況やと思うんです  
けども、公共交通を利用していくという  
か、地球に優しい公共交通ということで、  
私も公共交通に勤めておりましたのであれ  
ですけども、公共交通を利用してという  
ことでやっぴながら、駅前にそういう駐  
輪場とか、橋本駅前には特に駐車場の  
問題でも、いろいろ以前から地元の議  
員さんも質問されてましたし、駐車  
場の問題というのは大きな問題になっ  
ていましてね。駅前の活性化からい  
きますとね。

駐車場はちゃんとしたものはないわ、駐  
輪場もこんな満杯の状況で、そしたら  
橋本駅前はどうなってるんですか、  
ということで、どんどんどんどん、  
またどこかへ逃げる可能性もあ  
りますし、やはりそういう整備は  
きちっとやっていくべきかなと思  
いますので、シルバー人材センター  
の方が事故を起こさんとも限  
りませんし、その辺も含めて、公  
園が隣にあるんですけども、公  
園を少し削るなりという  
方法もあるかなという気も  
するんですけど、いろいろ  
難しい問題があるので、その

辺は十分検討いただいて、駅前周辺に私有地  
があるということなので、ぜひとも早急に  
できるようにご努力をお願いいたしたいと、  
これを要望しておきますので、お願いして  
おきます。

そしたら続きまして、2番の市民病院のテ  
ナントの関係でありますけども、先ほど、  
まず、1階喫茶スペースの今後についてとい  
うことで、これは聞かせていただきまして、  
入院説明等総合相談窓口として医事情報課  
を置いていくと、そのことによって2名の  
削減ができるということ、大変いいことだ  
と思うんですが、こういうことが本来、最  
初からほんまにあったんかなという、た  
またま喫茶室が閉店して万歳したので、  
その後にはな何かしようかというよう  
な、安易な気持ちがあったような気も  
するので、1階の喫茶室というのは何  
のためにつくったんかなと。最初の基  
本的な考え方が全然見えてこないとい  
うのが、大変残念でありますけども、  
それはこれから病院が大変苦しい  
経営状況の中で、経費削減とい  
うことであるし、総合相談窓口が  
できるということについては、理  
解をしたいと思うんですけども、  
そしたら、この間、病院だより  
であったんですけども、閉鎖して  
喫茶が6階に変わったという  
か、レストランと一緒に  
なったということは書いてお  
るんですけども、今の喫茶室  
のところは何もそういう明記  
がされてないんです。市民の方、  
市民というか患者さんが行  
かれて、お見舞いの方もあ  
りますけども、お、喫茶室  
しまつとるな、何か囲い  
してある、囲いという  
か見えないようにして  
あるけども、あと何ある  
んですかということ  
はよう聞かれるんです  
けども、その辺の、  
やはり明記をきち  
とすべきではな  
かろうかなと思  
いますので、それ  
をお願いしてお  
きたいのと、1  
番のスペース、  
今後のあれにつ  
いては結構ござ  
います。

2番目の、契約内容ということで聞かせていただいたんですけども、来年3月31日で一応契約が切れるということなんです、良好な経営状況であれば引き続いてやっていくということなんです、契約内容自体を更新のときにどのような判断でやられるというか、テナントたくさんあるんですけども、そしたら契約の時点で、契約更新の段階では必ず家賃の変更とか、そういうものが出てこようかと思うんです。これはどこでもそうなんです、その家賃変更するにあたって、そしたら病院の事務局のほうが、このテナントの売り上げ把握をしておるんかどうか。やはり、当初の家賃決定は若干私ら納得いかない家賃決定だったと思うんですが、今後は営業実績がありますので、営業実績に基づいて病院側は家賃を算出していく、適正な家賃をやはり算出した中で、契約更改に臨んでいくというのが正しいやり方ではなかろうかなと思うんですけども、そしたら、きちっとオープン以来の各テナントの売り上げ把握というのがより重要性があるかなと思うんですけども、その辺についてちょっと答弁をお願いしたいんですが。

○議長（上田順康君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）売り上げでございますけれども、18年度の実績でご説明申し上げます。

4月から11月まででございます、月平均で売店のほうで平均売り上げ月額が361万9,583円でございます。フラワーショップでございますけれども、月平均で24万7,588円でございます。喫茶店で、これは8月で締めておるわけなんですけれども、平均売り上げ月額59万2,650円でございます。レストランのほうでございますけれども、176万8,343円となっております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）ありがとうございます。

これに基づいて、今後、来年の3月末には契約更改をきちっとやっていただくようお願いしておきたいと思っております。

そんな中で、特に3番目のところに入らせていただきます。この辺が一番問題があるのかなというところなので、家賃収入のことなんです、家賃、先ほど聞かせていただきまして、金額があるわけでありまして、特に1階喫茶室につきまして、8月末で閉店しておるんですが、家賃の滞納というのはあるのかどうかお尋ねしたい。それで、もしあるとすれば、どのように処理をしているのか。この辺についてお尋ねいたします。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）家賃の滞納は、現在のところありません。これまでに家賃の減額の要望がたびたびありました段階ではあったわけですが、現在のところ納入済になっております。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）契約内容の変更要望があつて、それ以前まではあつたけれども、今のところはもうなくなっているということなんです、これ、僕、家賃、先ほど聞かせていただいたんですが、この病院がオープンする当時に入札をしておると思うんです。これは、家賃をいくら払っていただけますかという形の入札をしているわけですね。本来は、こういうテナント関係につきましては、設備等も含めまして工事がいろいろかかるわけがありますけれども、A工事、B工事、C工事というのがあつて、基本的にはA工事は今の市民病院でいきますと、市民病院の負担、B工事という工事につきましては、病院側とテナントさんの折半、C工事といいますと内装等があるんですけども、これについては契約者

といいますか、テナントの全額負担というのが、僕はこれ、こういう仕事にもかかわっておりましたが、基本的な契約、工事費の負担だと思えます。市民病院ということで、若干変わってくるので、契約内容については、この辺の工事費負担については、別に今さらどうのこうの言うことではないと思えますが、その契約が、その店舗の家賃をどれだけ払えますかということで入札をしておいて決定されておる。喫茶室とレストラン等については、喫茶室のほうが多かったと思えます。7社ぐらいだったんですか。レストランが4社ぐらいだったと思えますが、こんな中で入札をした時の金額と、私が今聞かせていただいた金額とは、大きな差異があるように思えます。

先ほど、管理者の答弁では、経営が苦しいから家賃を下げてくださいという申し入れがあったと。その段階では滞納もあったということなんですが、契約途中で、基本的な契約内容であります家賃を変更するというについては、これは大きな問題ではなかろうかなと。特に、当初の入札に参加した業者の立場から考えますと、おかしな問題ではなかろうかなと思えますが、大変市民病院に対して不信感を持っておる。契約期間内にその家賃を払うのが当然の責務で、業者の責務でありますし、払えなければ撤退をしていただくというのが基本的な考え方だと思えます。あえて契約内に、その基本的な契約内容であります家賃を下げてください営業していただく、そして、それでもなおかつあかんだからやめました。うちは6階のレストランで営業しますから、そこで喫茶室も営業しますよということでは、全く話にならん状況だと思えますが。答弁をお願いします。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）レストラン、

喫茶店の契約の変更の経緯につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

議員おただしのように、あの場所になぜ喫茶店かということ、設計当初の方々の考え方と、私どもの考え方と、病院を経営するという観点から非常に疑問を感じておりました。もっと患者さまの利便を高めるための施設として、最も適切な場所が喫茶店、病院は喫茶店で病院が成り立つわけではなしに、やっぱり患者さまの利便向上がまず第一であろうということからいきますと、あの場所がのどから手が出るほどほしい場所であったわけです。

当初設計の理念と変わるわけですが、我々事務局の中では、この場所を利用して、入院の説明とか患者サービスに使ったらいいのになという思いは、常に持っておったところがあります。

そこで、この喫茶店、レストランの契約のことにつきまして、一番最初の当初契約、先生、先ほどおただしであったわけですが、金額で競わすというところの基本的な考え方につきましても、若干疑問に思っております、患者さま、ご家族の方々にサービスで競わすというのが基本ではないかなというふうに思っております。賃料を得たいがためということは、病院経営としてはちょっと邪道かなというふうに考えておるところでございまして、当初契約がレストラン月額50万円。喫茶店25万円、計75万円の契約でありました。しかしながら、大きく採算割れということで、営業条件の変更による契約金額の減額要望が、たびたび業者から出ておったわけです。

それで、当初の契約の条項の中には、1カ年は契約内容は変更しませんという条文がありまして、1カ年経過後は話し合いしましょうという形の条文になっているんです。そういうことから、1カ年間は契約は変更できませんというふうに回答をしておりました。そ



して、1カ年はそのままで経営を続けていただきました。そして1カ年経過後、また人件費すら支払えないという要望がございましたので、1カ年たった後、経営内容の報告をいただいて、そして我々も常にレストランを利用いたしますので、どれぐらいのお客があるかなど、だいたい推測もできますので、そこで話し合いをいたしまして、レストラン20万円、喫茶店10万円で、なおかつそれでもやれないという要望だったんですが、そんなに下げられないので、半年間それでやってみてくれと。まだあかん、努力してあかんというんやったら、また再協議ということの話をいたしまして、20万円と10万円で継続してきたわけですが、それでもなお人件費、材料費に賄いきれないということでしたので、病院としては、喫茶店の場所は病院の玄関であって、病院本来の機能強化に利用したいので、喫茶店の契約を放棄するというのを、レストラン側が放棄をしてくれれば、レストランの料金改定に応じるということで交渉をいたしまして、交渉の結果、今日に至っておるのが実情でございます。

それで、病院が喫茶店のところの場所がほしいので、その契約を放棄してくれということで、それで契約廃棄の通知を当方からいたしまして、そしてレストランは業者さんの要望どおり、7万5,000円という金額で妥結をしたということになっております。

もともと、レストランの当初の入札時では、レストラン経営の大手メーカーですら、賃料が無料であったらレストランの経営を引き受けますというような応札があったというふうに聞いておまして、病院レストランの経営とは、その程度のものかなという認識を持っているところでございますが、このたびの変更というのは、もともとの原契約の契約条項、1年経過したら話し合おうという契約

状況にのっとって契約の変更の話し合いを進めていったということになっております。

実情、ご賢察賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）今、長々と説明いただいたんですけども、これは、はっきり言わせていただいて、かなり大きな問題ではなからうかなと思います。1年たてば変更の話し合いをするということなんですが、そのことは、その契約内容については、入札業者すべてに理解をしていただいておりますか。契約内容について。そうでしょう。その当時に入札に参加した業者は、家賃で何ぼ払えるんやということで、きちっと売り上げ計算をした中で入札に参加しておると。そしたら、むちゃくちゃ高い金額で落札した業者がおったと。それが1年たったら、契約内容を見て、1年たったら変更してもらえるんやというのであれば、これはだれでも大きな金額出しますやん。そうでしょう。入札のときに勝とうと思えば、とりあえず1年間辛抱して、家賃さえ払えば、次の1年間とっておけば、次はばーんと安く下げてもうて、そうでしょう。権利が発生するわけでしょう。そういう条項が、入札のときにすべての人が理解しておるのであれば、それはやむを得ないかもわかりませんが、まして、こういうことをすること自体が、基本的にはおかしいのではなからうかなと。そのための契約でしょう。家賃が払えなければ契約解除すべきですよ。そして、再入札をするというのが、これがきれいなやり方というか、正しいやり方だと僕は思うんです。勝手に契約内容変更して、話し合いでこんな50万円の家賃が7万5,000円まで下がるんやと。こんなおかしな話はないですよ、実際。むちゃくちゃですよ。

それで、言うてること自体もおかしい。病

院側がこの医事相談室をつくりたいから、レストランのスペースをとりたいたから契約解除してもらおうのに、上へ行ってもらったと。これは、たまたまレストランが、1階の喫茶室が閉まる、撤退するから、そしたら医事情報課を、病院患者の方の相談窓口としてそこへ持って行って、集約して人件費を削減するんやと。それはいいですよ。あいた後ではね。そのことを条件に出して上へ行ってもらい、そして、そのかわりに家賃を下げますよということ自体は、ものすごい間違ったやり方なんです。違いますか。こんな、悪いですけど、入札参加業者、こんな話聞いたら納得しませんよ。全く公平な、きちっとした入札になってないでしょう。当然きちっと契約解除、強い意思で契約解除すると。そうでしょう。そして、レストランだけでも再入札すると。そして、1階の喫茶室については、病院としてこういうふうに目的で使用して、病院の患者さんらのために使っていくんやと。そのことによって、病院の人件費を削減して、経営効率が図っていけるんやという、それは正しい方法ですわ。そしたら、上のレストランについては再入札しますよというのが、同じ業者でしょう。そんな、75万円で入札した金額が、7万5,000円になってしまうという、そんなあほな話が契約期間内に、どこにあるんですか。

答弁をお願いします。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）経営状況の精査の中では、喫茶店のほうは成績が比較的よかったです。それで、喫茶店であれば、とんとんベースで動くかなというぐらいの経営内容であるわけですが、しかし、皆さま方ご存じのように、コーヒー1杯が420円というような経営でございまして、非常に不評でした。それで、料金を下げろということをつたたび

申し入れたんですが、経営が成り立たんということで、料金をやっぱり下げるといのが基本になかったらいかんのかなということで、喫茶店は経営成り立っておるんだけど、レストランではいかん。もっと人件費を節約して、経営を成り立つようにしたらええん違うんかいという話まで突っ込んでやったんですが、なかなか人件費すら払えないというような状況がございました。

それで、病院としては喫茶店跡地がほしいのでということで、交渉を開始したというような状況になっております。

それと、議員おただしの、当初に1年経過後は話し合いができるということが、ほかの業者知っておるかということ等につきましては、現在の契約条項しか私は把握できておりませんので、その辺というのはちょっと定かでないというところが私はあります。

当初入札の仕様書等にはそのことがうたってあるのかどうか、ちょっと私は把握できていないんですが、仕様書では1日に外来患者900人が来ます、入院が300人のベッドですから、80%、90%の患者が入りますという条件であったわけですが、いかんせん開院当初は、入院は本当にごくわずか、そして外来患者も1年間ほどは400人強ほどまでは落ち込んだと。半分以上に落ち込んだという状況がございまして、若干経営にも影響を与えたかなということがあるわけですが、病院のレストラン等については、非常に75万円という落札そのものが、ちょっと異常かなということの中から、契約条項に従って話し合いを続けたと、こういう状況になっております。

○議長（上田順康君）この際、暫時休憩いたします。

（午後5時13分 休憩）

（午後5時46分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）市民病院のテナントの契約について、再度申し上げたいと思います。

契約の見直しをしておるということで、契約の見直しについては、病院側とテナントとの話し合いということで、大変高額な家賃でスタートしたにもかかわらず、売上が上がらないということで、家賃の値下げ申請があったということについては、やむを得ない状況であろうかと思いますが、それを受けて、病院側が、当初の家賃とかなり差額のある、大幅な値下げをして契約をしたことについて、本来、入札でテナントを決めていった家賃による契約内容によって、入札により業者を選定していった観点からいきますと、大変不満足というか、やってはならないことであろうかと思えますし、そのことについては、十分病院の管理者としての反省を促すところであり、テナント業者につきましては、当然新たな家賃で再契約をしておりますので、そのことに対して、業者にどうこう申し上げるつもりは私のほうもございませんが、来年、19年の3月末において契約期限が切れるということでありましたら、本来のちゃんとした契約に戻すということで、白紙にして、新たな契約内容を吟味した中で入札、再入札という形の中で業者選定をしていくというのが、本来の筋道ではなかろうかと思えますので、その辺について病院管理者の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田順康君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）このたびのレストラン、喫茶店の契約改定につきまして、私どもの判断ミスによりまして、貴重なお時間を浪費させてしまい、誠に申しわけござい

ません。ご指摘賜りましたこと、もっとも至極なことであり、私どもの不手際でございませぬ。ただ今、辻本議員からおただしありましたように、来る3月31日には契約期限が到来いたしますので、それまでに入札条件等を再吟味をいたしまして、再入札を実施いたしたいというふうに考えております。

大変申しわけございませんでした。陳謝申し上げます。

○議長（上田順康君）11番 辻本君。

○11番（辻本 勉君）それでは続きまして、時間がちょっとなくなりましたので、3番のところ、若干簡単にしたいと思います。

本市のいじめと児童虐待についての実態等、説明、答弁いただいたんでありますが、一番問題のあるのは、いじめ問題の緊急提言にもありましたとおり、学校はいじめを隠さず、必ず学校評議員や保護者らに報告し、家庭や地域と一体となり、解決に取り組むという、この項目が大変大事な問題ではなかろうかなと。実際、保護者、地域、家庭が一体となって解決に取り組んでいかなければならないんですけども、実情はそのようにはなっていないではなかろうかなと。個人情報保護という言葉が先行してございまして、この言葉が盾になって、できるだけ表に出さないような処理を行おうとしているのではないかなという、そういう感じが見受けられます。

特に、児童虐待については地域との連携、民生、児童委員さんとか、区長等、地元地域のいろんな方々との連携が必要不可欠であろうと考えますが、先ほど答弁ありましたとおり、虐待防止ネットワーク会議を立ち上げられて、議論を重ねて、ネットワークの構築はされたわけでありまして、もっとも行政が責任を持って窓口となって、連携を進めていかななくてはならんかなと思うんですけども、どうも行政内部的に、縦割りという悪

い習慣といますか、縦割りの関係の中で、横との連携がスムーズにされていない、そのことによって、本当に児童虐待が防止をされて、市内の子どもたちが、本当に命が守られるということが大変やりにくい状況にあるかと思っておりますので、もう少し連携について、地域との連携、地域のいろんな役といますか、いろんな方との連携、そして特に、保護者、いじめにつきましては、保護者と教員、先生方とのコミュニケーションといますか、そういう連携がやっぱり一番大事だと思うので、その辺について、最後に答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長(上田順康君)辻本議員の持ち時間が、5時56分まででありますので、簡潔に答弁願います。

教育長。

○教育長(森本國昭君)先ほど言わせていただきましたが、教育委員会といたしましては、学校だけではこういう問題は解決できませんので、議員おただしのおり、地域の方々と真剣になって取り組んでいきたいと思っております。それと、時間がございませんので、また、いじめのいろいろ事件がございまして、校長会、臨時校長会等々、生徒指導主任者会等々を招集しまして、そういう点、隠さずに、まずは早く察知して迅速に対応するという、いろいろな決定について話した点、時間ございませんので、簡単でございますけれど。

○議長(上田順康君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)児童虐待につきましては、今年の8月に児童虐待防止マニュアルをつくりまして、各機関からのそれぞれの連絡先の手順について、項目ごとに示させていただいたところでございます。ただ、地元との連携につきましては、この手順、虐待があったら、最終的にこども課のほうへ、それぞれの各機関において通報していただく

という手順をつくっております。ただ、連絡いただいた方に、その後どうなったとか、地域の民生委員さんの方々に、その後どうなりましたというフィードバックの部分については、明確になってないのも事実です。

ただ、これらにつきましては、外部への秘密の保持という部分もありまして、すべて地元の方に、その後の経過についてお返しできるのかという難しい問題もありますけれども、ただ、地元の地域の協力なくしては、児童虐待発見、早期解決もできませんので、今後、その点について関係機関とか市の内部、関係の係寄りまして、協議してまいります。

よろしく申し上げます。

○議長(上田順康君)11番 辻本君。

○11番(辻本 勉君)ちょっと時間がないのであれなんですけど、最後に要望だけ、一つだけ言っておきたいと思っております。

青少年センターにおいて、子どものメール相談というのをずっとやっておるんですが、今度、不審者情報配信システムというのが整備をされたと思うんです。今日から実施ということで、安心・安全メールということで実施をされるということで聞いておるんですが、そんな中で、青少年センターの情報管理のセキュリティについて、ちょっと十分ではないのかなと。建物自体の、子どものメール相談とか、不審者情報とかそういうものがどんだんだんだメールで配信されてきますので、その辺のセキュリティをきちっとしておかないと、大きな問題になりますので、教育委員会をお願いしておきたい。教育委員会でええんかな、これは。青少年センターの情報管理セキュリティをきちっとやっていただければいいと思いますので、頼みます。

終わります。

○議長(上田順康君)これをもって11番 辻

本君の一般質問は終わりました。